

空気調和機器稼働事業について

下記の対象となる方に、住宅防音工事で設置したエアコン等（「冷暖房機と換気扇等」をいいます）の使用により増加した電力料金の一部などを補助しています。

1. 補助の対象となる世帯

小松飛行場周辺において、近畿中部防衛局の補助により住宅防音工事を実施した住宅に居住している方のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条の規定により支援給付を受けている方が対象となります。

2. 補助の内容

- (1) 住宅防音工事で設置したエアコン等により増加した電気の基本料金
- (2) 住宅防音工事で設置したエアコン等の使用により増加した6月1日～9月30日までの間の電力量料金
- (3) 補助を受けるために必要な申請書の郵送料金の事務費

※電気の基本料金と電力量料金の補助合計額は、年度毎に10,470円が限度額となります。事務費は、年度毎に84円となります。

なお、電気料金の領収書がない場合は補助を受けることができません。

お問い合わせ先

防衛省 近畿中部防衛局 防音対策課

電話番号：06-6945-4967